

令和7年度畜産フェア開催支援業務委託契約書（案）

静岡県（以下「甲」という。）と（以下「乙」という。）との間に、次のとおり委託契約を締結する。

（目的）

第1条 甲は、甲が別に定める「令和7年度畜産フェア開催支援業務委託要領」（以下「要領」という。）に定める業務（以下「委託業務」という。）の処理を乙に委託し、乙は、これを受託する。

（注意義務）

第2条 乙は、委託の本旨に従い善良なる管理者の注意をもって、委託業務を処理するものとする。

（委託期間）

第3条 この委託期間は、令和7年 月 日から令和7年12月12日までとする。

（委託費及び支払方法）

第4条 甲は、乙に対し委託事務を処理するための費用（以下「委託費」という。）として、金 円（うち消費税及び地方消費税の額 円）を支払うものとする。

2 前項の消費税額は、消費税法(昭和63年法律第108号)第28条第1項及び第29条並びに地方税法(昭和25年法律第226号)第72条の82及び第72条の83の規定により算出したもので、委託費に110分の10を乗じて得た額とする。

3 乙は、第10条第1項の承認を受けた後に委託費の支払を甲に請求するものとし、甲は、請求書を受理した日から15日以内に支払うものとする。

（契約の変更）

第5条 甲又は乙は、天災その他その責めに帰さない理由により、この契約を変更しようとするときは、その理由を記載した書面により、その相手方に申し出なければならない。

（権利義務の譲渡等の禁止）

第6条 乙は、第三者に対し、委託業務の全部若しくは一部の実施を委託し、若しくは請け負わせ、又はこの契約に基づいて生じる権利義務を譲渡してはならない。ただし、書面により甲の承認を受けた場合は、この限りではない。

（契約の解除）

第7条 甲又は乙は、天災その他その責めに帰さない理由により、この契約を解除しようとするときは、その理由を記載した書面により、その相手方に申し出なければならない。

2 甲は、次のいずれかに該当するときは、この契約を解除することができる。

(1) 乙が委託期間内に委託業務を履行しないとき、又は履行の見込みがないと甲が認めるとき。

(2) 甲がこの契約について不正の事実を発見したとき。

(3) 乙が故意又は重大な過失により甲に損害を与えたとき。

(4) 乙が法令等又は契約に違反したとき。

(5) 乙が次のアからキに該当したとき。

ア 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号。以下「法」という。)第2条第2号に該当する団体（以下「暴力団」という。）

イ 個人又は法人の代表者が暴力団員等（法第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）又は暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者をいう。以下同じ。）である者

ウ 法人の役員等（法人の役員又はその支店若しくは営業所を代表する者で役員以外の者をいう。）が暴力団員等である者

エ 自己、自社若しくは第三者の不正な利益を図る目的又は第三者に損害を与える目的をもって暴力団又は暴力団員等を利用している者

オ 暴力団若しくは暴力団員等に対して、資金等提供若しくは便宜供与する等直接的又は積極的に暴力団の維持運営に協力し又は関与している者

カ 暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有している者

キ 相手方が暴力団又は暴力団員等であることを知りながら、下請契約、資材又は原材料の購入契約その他の契約を締結している者

(6) 契約の履行の全部が不能であるとき又は全部の履行を拒絶する意思を明確に表示したとき。

(7) 契約の履行の一部が不能であるとき又は一部の履行を拒絶する意思を明確に表示した場合において、残存する部分のみでは契約した目的を達することができないとき。

(8) この契約の締結後、事情の変化により、委託業務を処理させる必要がなくなったとき。

3 甲又は乙は、正当な理由により 1 月の予告期間を持ってこの契約の解除をその相手方に申し出たときは、この契約を解除することができる。

(損害賠償責任)

第 8 条 乙は、次のいずれかに該当したときには、直ちにその損害を被害者に賠償しなければならない。

(1) 乙が委託業務の実施に関し、甲又は第三者に損害を与えたとき。

(2) 前条第 2 項又は第 3 項の規定によりこの契約が解除された場合において、乙が甲に損害を与えたとき。

2 乙は、前条第 2 項又は第 3 項の規定による契約の解除により損害を受けた場合において、甲に対し、その損害の賠償を請求することができない。

(委託業務実施計画書等の提出)

第 9 条 乙は、この契約の締結後、10 日以内に要領に定める様式による委託業務実施計画書を甲に提出し、承認を受けなければならない。

(処理状況の報告等)

第 10 条 甲は、必要があると認めるときは、委託業務の処理状況を乙に報告させ、又は自らその調査をすることができる。

(委託業務完了報告書等の提出)

第 11 条 乙は、委託業務が終了したときは、速やかに要領に定める様式による委託業務完了報告書を甲に提出しなければならない。

2 甲は、前項の規定により乙から書類の提出を受けたときは、速やかに業務の成果を検査し、適合すると認めたときは、委託費の額を確定し、乙に対して通知するものとする。

(委託費の確定)

第 12 条 前条の委託費の確定額は、委託業務に要する経費の実支出額と第 7 条に規定する委託費の限度額といずれか低い額とする。

(秘密の保持)

第 13 条 乙は、委託業務を処理する上で知り得た秘密及び県の行政事務に関する事項を第三者に漏らしてはならない。

(個人情報の保護)

第 14 条 乙は、委託業務を処理するに当たり個人情報を取り扱う場合は、別記「個人情報取扱特記事項」を遵守しなければならない。

(委託費の処理)

第 15 条 甲又は乙が第 7 条の規定によりこの契約を解除した場合の委託費の処理は、甲が認める既履行部分に相当する額をもって精算する。

(著作物の帰属)

第 16 条 この契約に基づき作成された成果物の著作権 (著作権法 (昭和 45 年法律第 48 号))

第 27 条及び第 28 条の権利を含む。) は、甲に帰属するものとする。

(合意管轄)

第 17 条 この契約に関する訴訟については、静岡地方裁判所を管轄裁判所とすることに合意する。

(定めのない事項の処理)

第 18 条 この契約に定めるもののほか、必要な事項については、甲、乙協議の上、決定するものとする。

上記の契約の成立を証するため、この契約書 2 通を作成し、甲乙記名押印の上、各自その 1 通を所持する。

年 月 日

(甲) 住 所

氏 名

(乙) 住 所

氏 名

個人情報取扱特記事項

(基本的事項)

第1条 乙は、この契約による委託業務（以下「本件委託業務」という。）を処理するため個人情報を取り扱うに当たっては、関係法令等の規定に従い、個人の権利利益を侵害することのないよう、個人情報の適正な取扱いに努めなければならない。

(責任体制の整備)

第2条 乙は、個人情報の安全管理について、内部における責任体制を構築し、その体制を維持しなければならない。

(責任者等の届出)

第3条 乙は、本件委託業務における個人情報の取扱いの責任者及び業務に従事する者（以下「業務従事者」という。）を定め、書面によりあらかじめ、甲に報告しなければならない。責任者及び業務従事者を変更する場合も、同様とする。

2 責任者は、本件特記事項に定める事項を適切に実施するよう業務従事者を監督しなければならない。

3 業務従事者は、責任者の指示に従い、本件特記事項に定める事項を遵守しなければならない。

(教育の実施)

第4条 乙は、個人情報の保護、情報セキュリティに対する意識の向上、本件特記事項において業務従事者が遵守すべき事項その他本件委託業務の適切な履行に必要な教育及び研修を、業務従事者全員に対して実施しなければならない。

(秘密保持)

第5条 乙は、本件委託業務の履行により直接又は間接に知り得た個人情報を第三者に漏らしてはならない。契約期間満了後又は契約解除後も同様とする。

2 乙は、本件委託業務に関わる責任者及び業務従事者に対して、秘密保持に関する誓約書を提出させなければならない。

(派遣労働者等の利用時の措置)

第6条 乙は、本件委託業務を派遣労働者、契約社員その他の正社員以外の労働者に行わせる場合は、正社員以外の労働者にこの契約に基づく一切の義務を遵守させなければならない。

2 乙は、甲に対して、正社員以外の労働者の全ての行為及びその結果について責任を負うものとする。

(再委託の禁止)

第7条 乙は、甲が同意した場合を除き、個人情報の取扱いを自ら行うこととし、第三者にその処理を委託（以下「再委託」という。）してはならない。

2 乙は、個人情報の取扱いを再委託しようとする場合又は再委託の内容を変更しようとする場合には、あらかじめ次の各号に規定する項目を記載した書面を甲に提出して甲の同

意を得なければならない。

- (1) 再委託を行う業務の内容
- (2) 再委託で取り扱う個人情報
- (3) 再委託の期間
- (4) 再委託が必要な理由
- (5) 再委託の相手方（名称、代表者、所在地、連絡先）
- (6) 再委託の相手方における責任体制並びに責任者及び業務従事者
- (7) 再委託の相手方に求める個人情報保護措置の内容（契約書等に規定されたものの写し）
- (8) 再委託の相手方の監督方法

3 前項の場合、乙は、再委託の相手方にこの契約に基づく一切の義務を遵守させるとともに、乙と再委託の相手方との契約内容にかかわらず、甲に対して再委託の相手方による個人情報の取扱いに関する責任を負うものとする。

4 乙は、再委託契約において、再委託の相手方に対する監督及び個人情報の安全管理の方法について具体的に規定しなければならない。

5 乙は、本件委託業務を再委託した場合、その履行を管理監督するとともに、甲の求めに応じて、その状況等を甲に報告しなければならない。

6 再委託した事務をさらに委託すること（以下「再々委託」という。）は原則として認めない。ただし、やむを得ない理由により再々委託が必要となる場合には、第2項中の「再委託の内容を変更しようとする場合」として扱うものとする。

7 前項の規定により再々委託を行おうとする場合には、乙はあらかじめ第2項各号に規定する項目を記載した書面に代えて、次の各号に規定する項目を記載した書面を甲に提出して甲の同意を得なければならない。

- (1) 再々委託を行う業務の内容
- (2) 再々委託で取り扱う個人情報
- (3) 再々委託の期間
- (4) 再々委託が必要な理由
- (5) 再々委託の相手方（名称、代表者、所在地、連絡先）
- (6) 再々委託の相手方における責任体制並びに責任者及び業務従事者
- (7) 再々委託の相手方に求める個人情報保護措置の内容（契約書等に規定されたものの写し）
- (8) 再委託先における再々委託の相手方の監督方法

8 乙は、甲の同意を得て再々委託を行う場合であっても、再々委託の契約内容にかかわらず、甲に対して個人情報の取扱いに関する責任を負うものとする。

（取得の制限）

第8条 乙は、本件委託業務を処理するため個人情報を取得する場合は、その目的を明確にし、目的を達成するために必要な範囲内で、適法かつ適正な方法により取得しなければ

ならない。

(目的外利用及び提供の禁止)

第9条 乙は、甲の同意がある場合を除き、本件委託業務の履行により知り得た個人情報をこの契約の目的以外に利用し、又は第三者に提供してはならない。

(複写又は複製の禁止)

第10条 乙は、甲の同意がある場合を除き、本件委託業務を処理するため甲から提供された個人情報を複写し、又は複製してはならない。

(個人情報の安全管理)

第11条 乙は、本件委託業務を処理するため収集、作成した個人情報又は甲から提供された資料に記録された個人情報を漏えい、紛失、き損又は滅失(以下「漏えい等」という。)することのないよう、当該個人情報の安全な管理に努めなければならない。

2 乙は、甲から本件委託業務を処理するために利用する個人情報の引渡しを受けた場合は、甲に受領書を提出しなければならない。

3 乙は、第1項の個人情報を取り扱う場所(以下「作業場所」という。)を特定し、あらかじめ甲に届け出なければならない。その特定した作業場所を変更しようとするときも、同様とする。

4 乙は、甲が同意した場合を除き、第1項の個人情報を作業場所から持ち出してはならない。

5 乙は、第1項の個人情報を運搬する場合は、その方法(以下「運搬方法」という。)を特定し、あらかじめ甲に届け出なければならない。その特定した運搬方法を変更しようとするときも、同様とする。

6 乙は、業務従事者に対し、身分証明書を常時携帯させるとともに、事業者名を明記した名札等を着用させて業務に従事させなければならない。

7 乙は、本件委託業務を処理するために使用するパソコンや記録媒体(以下「パソコン等」という。)を台帳で管理するものとし、甲が同意した場合を除き、当該パソコン等を作業場所から持ち出してはならない。

8 乙は、本件委託業務を処理するために、作業場所に私用パソコン、私用記録媒体その他の私用物等を持ち込んで使用してはならない。

9 乙は、本件委託による業務を処理するパソコン等に、個人情報の漏えい等につながるおそれがある業務に関係のないアプリケーションをインストールしてはならない。

10 乙は、第1項の個人情報を、秘匿性等その内容に応じて、次の各号の定めるところにより管理しなければならない。

(1) 個人情報は、金庫、施錠が可能な保管庫又は施錠若しくは入退室管理の可能な保管室等に保管しなければならない。

(2) 個人情報を電子データとして保存又は持ち出す場合は、暗号化処理又はこれと同等以上の保護措置をとらなければならない。

(3) 個人情報を電子データで保管する場合、当該データが記録された記録媒体及びその

バックアップデータの保管状況並びに記録された個人情報の正確性について、定期的に点検しなければならない。

- (4) 個人情報を管理するための台帳を整備し、個人情報の受渡し、使用、複写又は複製、保管、廃棄等の取扱いの状況、年月日及び担当者を記録しなければならない。

(返還、廃棄又は消去)

第12条 乙は、本件委託業務を処理するために甲から引き渡され、又は乙自ら作成し若しくは取得した個人情報について、本件委託業務完了時に、甲の指示に基づいて返還、廃棄又は消去しなければならない。

- 2 乙は、第1項の個人情報を廃棄する場合、記録媒体を物理的に破壊する等当該個人情報に判読、復元できないように確実な方法で廃棄しなければならない。

- 3 乙は、パソコン等に記録された第1項の個人情報を消去する場合、データ消去用ソフトウェア等を使用し、通常の方法では当該個人情報が判読、復元できないように確実に消去しなければならない。

- 4 乙は、第1項の個人情報を廃棄又は消去したときは、完全に廃棄又は消去した旨の証明書（情報項目、媒体名、数量、廃棄又は消去の方法、責任者、立会者、廃棄又は消去の年月日が記載された書面）を甲に提出しなければならない。

- 5 乙は、廃棄又は消去に際し、甲から立会いを求められたときはこれに応じなければならない。

(事故発生時の対応)

第13条 乙は、本件委託業務の処理に関して個人情報の漏えい等があった場合は、当該漏えい等に係る個人情報の内容、数量、発生場所、発生状況等を書面により甲に直ちに報告し、その指示に従わなければならない。

- 2 乙は、前項の漏えい等があった場合には、直ちに被害を最小限にするための措置を講ずるとともに、前項の指示に基づいて、当該漏えい等に係る事実関係を当該漏えい等のあった個人情報の本人に通知し、又は本人が容易に知り得る状態にする等の措置を講ずるものとする。

- 3 乙は、甲と協議の上、二次被害の防止、類似事案の発生回避等の観点から、可能な限り当該漏えい等に係る事実関係、発生原因及び再発防止策の公表に努めなければならない。

(立入調査等)

第14条 甲は、本件委託業務の処理に伴う個人情報の取扱いについて、本件特記事項の規定に基づき必要な措置が講じられているかどうかを確認するため必要があると認めるときは、乙に報告を求めること及び乙の作業場所を立入調査することができるものとし、乙は、甲から改善を指示された場合には、その指示に従わなければならない。

(契約の解除)

第15条 甲は、乙が本件特記事項に定める義務を果たさない場合は、本件委託業務の全部又は一部を解除することができるものとする。

2 乙は、前項の規定に基づく契約の解除により損害を被った場合においても、甲にその損害の賠償を求めることはできない。

(損害賠償)

第16条 乙は、本件特記事項に定める義務に違反し、又は怠ったことにより甲が損害を被った場合には、甲にその損害を賠償しなければならない。

令和 7 年度畜産フェア開催支援業務に係る責任者等の報告書

年 月 日

静岡県知事 氏 名 様

所在地
(受託者) 名 称
代表者氏名

令和 7 年度畜産フェア開催支援業務に係る責任者等について、次のとおり報告します。

1 責任者等

区 分	所 属	職・氏名	就任予定年月日
責任者			
業務従事者			

令和 7 年度畜産フェア開催支援業務に係る責任者等の変更報告書

年 月 日

静岡県知事 氏 名 様

所在地
（受託者）名 称
代表者氏名

令和 7 年度畜産フェア開催支援業務に係る責任者等について、業務全般及び個人情報
の取扱いに関する安全管理措置の引継ぎを行った上で、次のとおり変更したい
ので報告します。

1 責任者

新任者 （所属・職・氏名）	前任者 （所属・職・氏名）	変更予定年月日

2 業務従事者

新任者 （所属・職・氏名）	前任者 （所属・職・氏名）	変更予定年月日

3 変更理由

令和 7 年度畜産フェア開催支援業務に係る再委託承諾願		
年 月 日		
静岡県知事 氏 名 様		
所在地 (受託者) 名 称 代表者氏名		
令和 7 年度畜産フェア開催支援業務の一部について、下記のとおり再委託を行いたいので承諾願います。		
記		
項 目	内 容	
再委託を行う業務の内容		
再委託で取り扱う個人情報		
再委託の期間		
再委託が必要な理由		
再委託の相手方	所在地	
	名 称	
	代表者	
	連絡先 (担当者)	
	責任者	(所属・職・氏名)
	業務従事者	(所属・職・氏名)
再委託先における個人情報 保護措置の内容		
再委託先の監督方法		

上記に記載する個人情報の保護に関する事項を遵守し、適切に取り扱うことを誓約します。

年 月 日

静岡県知事 氏 名 様

所在地

(再委託の相手方) 名 称 印

代表者氏名

令和 7 年度畜産フェア開催支援業務に係る再々委託承諾願

年 月 日

静岡県知事 氏 名 様

所在地

（再委託の相手方）名 称

代表者氏名

令和 7 年度畜産フェア開催支援業務の一部について、下記のとおり再々委託を行いたいので承諾願います。

記

項 目		内 容
再々委託を行う業務の内容		
再々委託で取り扱う個人情報		
再々委託の期間		
再々委託が必要な理由		
再々委託の 相手方	所在地	
	名 称	
	代表者	
	連絡先 (担当者)	
	責任者	(所属・職・氏名)
	業務従事者	(所属・職・氏名)
再々委託先における個人情報 保護措置の内容		
再々委託先の監督方法		

上記に記載する個人情報の保護に関する事項を遵守し、適切に取り扱うことを誓約します。

年 月 日

静岡県知事 氏 名 様

所在地

(再々委託の相手方) 名 称

印

代表者氏名

上記の再々委託を承諾するとともに、静岡県知事に対して再々委託に係る個人情報の保護に関する責任を負うことを誓約します。

年 月 日

静岡県知事 氏 名 様

所在地

(受託者) 名 称

印

代表者氏名

令和 7 年度畜産フェア開催支援業務に係る再委託承諾書

年 月 日

(受託者名)
(代表者氏名) 様

静岡県知事 印

〇〇年〇〇月〇〇日付けで（受託者）から承諾願のあった令和 7 年度畜産フェア
開催支援業務に係る再委託について、願のとおり承諾します。

令和 7 年度畜産フェア開催支援業務に係る再々委託承諾書

年 月 日

(再委託先の相手先)
(代表者氏名) 様

静岡県知事 印

〇〇年〇〇月〇〇日付で（再委託先）から承諾願のあった令和 7 年度畜産フェア開催支援業務に係る再々委託について、願のとおり承諾します。

令和 7 年度畜産フェア開催支援業務に係る個人情報の複写・複製承諾願

年 月 日

静岡県知事 氏 名 様

所在地
（受託者）名 称
代表者氏名

〇〇年〇〇月〇〇日に当該業務に関して貴県から引き渡しを受けた個人情報の複写・複製について承諾願います。

1 個人情報の名称・媒体・数

No.	個人情報の名称	媒体（※）	部数・件数
1			
2			
3			
4			
5			

※ 複写・複製に使用する媒体（ノート P C、U S B メモリー、紙等）を記載

2 複写・複製が必要な理由及び安全対策上の措置

(1)複写・複製が必要な理由

(2)安全対策上の措置

令和 7 年度畜産フェア開催支援業務に係る個人情報の複写・複製承諾書

年 月 日

(受託者名)

(代表者氏名) 様

静岡県知事 印

〇〇年〇〇月〇〇日付けで（受託者）から承諾願のあった個人情報の複写・複製
について、願のとおり承諾します。

令和 7 年度畜産フェア開催支援業務に係る個人情報の受領書

年 月 日

静岡県知事 氏 名 様

所在地
（受託者）名 称
代表者氏名

次のとおり業務遂行に必要な個人情報を受領しました。

1 提供を受けた個人情報

No.	個人情報の名称	媒体（※）	個人情報の内容・件数等
1			
2			
3			
4			
5			

※ 受け渡しに使用した媒体（CD-R、USBメモリー、紙等）を記載

令和 7 年度畜産フェア開催支援業務に係る作業場所・運搬方法の届出書

年 月 日

静岡県知事 氏 名 様

所在地
(受託者) 名 称
代表者氏名

次のとおり作業場所・個人情報の運搬方法について届け出ます。

■個人情報の名称・作業場所・運搬方法

No.	個人情報の名称	作業場所	運搬方法（※）
1			
2			
3			
4			
5			

※ 作業場所へ個人情報を移動する方法について、データの暗号化や複数人での運搬等の具体的な対策がわかるように記載

■備考欄

令和 7 年度畜産フェア開催支援業務に係る作業場所の変更に関する届出書

年 月 日

静岡県知事 氏 名 様

所在地
（受託者）名 称
代表者氏名

次のとおり作業場所の変更について届け出ます。

1 個人情報の名称・作業場所

No.	個人情報の 名称	現在の 作業場所	新たな 作業場所	新たな作業場所への 運搬方法（※）
1				
2				
3				
4				
5				

※ 作業場所の変更の場合に新たな作業場所へ個人情報を移動する方法について、データの暗号化や複数人での運搬等の具体的な対策がわかるように記載

■作業場所変更の理由

令和 7 年度畜産フェア開催支援業務に係る個人情報の運搬方法の変更に関する届出書

年 月 日

静岡県知事 氏 名 様

所在地
(受託者) 名 称
代表者氏名

次のとおり個人情報の運搬方法の変更について届け出ます。

■個人情報の名称・運搬方法

No.	個人情報の名称	現在の運搬方法	新たな運搬方法
1			
2			
3			
4			
5			

■運搬方法変更の理由

令和 7 年度畜産フェア開催支援業務に係る個人情報・パソコン等持出承諾願

年 月 日

静岡県知事 氏 名 様

所在地
(受託者) 名 称
代表者氏名

次のとおり作業場所からの個人情報・パソコン等の持ち出しについて承諾願います。

■個人情報の名称・持出先・持出期間・運搬方法等

No.	個人情報の 名称 (※ 1)	媒体 (※ 2)	持出先	持出期間	持出方法 (※ 3)
1					
2					
3					
4					
5					

※ 1 個人情報が記録されていないパソコン等の持ち出しの場合は記載不要

※ 2 持ち出しの際に使用する媒体(ノート P C、U S B メモリー、紙等)を記載

※ 3 持出先へ個人情報を移動する方法について、データの暗号化や複数人での運搬等の具体的な対策がわかるように記載

■持ち出しが必要な理由等

令和 7 年度畜産フェア開催支援業務に係る個人情報・パソコン等持出承諾書

年 月 日

(受託者名)

(代表者氏名) 様

静岡県知事 印

〇〇年〇〇月〇〇日付けで（受託者）から承諾願のあった個人情報・パソコン等の持ち出しについて、願のとおり承諾します。

令和7年度畜産フェア開催支援業務に係る個人情報の廃棄・消去に関する証明書

年 月 日

静岡県知事 氏 名 様

所在地
(受託者) 名 称 印
代表者氏名

〇〇年〇〇月〇〇日に当該業務に関して貴県から引き渡しを受けた（（受託者）が収集・作成した）次の個人情報について完全に廃棄・消去したことを証明します。

1 廃棄・消去を確認した個人情報

No.	個人情報の 名称	個人情報の内容・ 件数・記録媒体等	廃棄・消去を 行 っ た 日 (※)	廃棄・消去 方法	責任者	立会者
1						
2						
3						
4						
5						

※ 個人情報の返還を行う際は、当該個人情報の複写・複製をすべて廃棄又は消去したことを確認すること。

令和7年度畜産フェア開催支援業務に係る個人情報の漏えい等事故報告書

年 月 日

静岡県知事 氏 名 様

所在地
(受託者) 名 称
代表者氏名

畜産経営技術指導事業委託契約特記事項第13条の規定に基づき、報告します。

種 類	☐ 漏えい ☐ 滅失 ☐ き損 ☐ その他
発生日時	
発覚日時	
発生場所	
発生状況	※ 発生原因を含めて記載
被害状況	※ 情報の項目、人数等を含めて記載
応急措置 の内容	
担当者	電話番号 氏名
備 考	

令和 7 年度畜産フェア開催支援業務委託要領（案）

静岡県を委託者とし、を受託者として、令和 7 年 月 日
付けで締結した令和 7 年度畜産フェア開催支援業務委託契約については、契約書に定めるもののほか、この要領に定めるところによる。

第 1 契約書第 1 条に定める委託業務の内容

令和 7 年度畜産フェア開催支援業務委託仕様書（以下「仕様書」という。）
のとおりとする。

第 2 提出様式及び提出部数

提出様式	部数
契約書第 4 条第 3 項による請求書（様式第 1 号）	1 部
契約書第 9 条第 1 項に定める委託業務実施計画書（様式第 2 号）	1 部
契約書第 11 条第 1 項に定める委託業務完了報告書（様式第 3 号）	1 部

第 3 帳簿及び証拠書類

委託業務に係る経費については、帳簿を備え収入支出の額を記載し、その出納を明らかにしなければならない。この場合において、帳簿及び支出内容を証する証拠書類を事業終了年度の翌年度から 5 年間保管しなければならない。

請求書

令和 年 月 日

静岡県知事 様

住所
名称
代表者氏名

- 1 請求額 金 円
- 2 請求の理由 令和 7 年度畜産フェア開催支援業務の委託料
- 2 払い込み先（口座振替先）

- （ 1 ） 金融機関名
- （ 2 ） 口座種別
- （ 3 ） 口座番号
- （ 4 ） 口座名義人

発行責任者	職・氏名	
担当者	職・氏名	
	連絡先	

様式第 2 号

委託業務実施計画書

令和 年 月 日

静岡県知事 様

住所
名称
代表者氏名

- 1 委託業務名 令和 7 年度畜産フェア開催支援業務
- 2 契約期間 令和 7 年 月 日から令和 7 年 月 日まで
- 3 事業計画

時 期	内 容	備 考

業務責任者 職・氏名・連絡先

契約担当者 職・氏名・連絡先

様式第 3 号

委託業務完了報告書

令和 年 月 日

静岡県知事 様

住所
名称
代表者氏名

- 1 委託業務名 令和 7 年度畜産フェア開催支援業務
- 2 契約期間 着手 令和 7 年 月 日
完了 令和 7 年 月 日
- 3 完了年月日 令和 7 年 月 日
- 4 事業費 円
- 5 添付資料
記録写真、事業費内訳表等実施成果の確認できるもの